

第21期定時株主総会招集ご通知 (交付書面省略事項)

事業報告

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表

計算書類

株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社リグア

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の内容の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに社会規範を遵守するとともに、「企業行動規範」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 業務遂行する上で遵守すべき基準及び諸手を纏めた諸規程を作成し、これを遵守する。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役、管理部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定める。コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当部署は、コンプライアンス遵守の徹底を図るため、共同して「コンプライアンスマニュアル」等の実施状況を管理及び監督し、役職員に対する適切なコンプライアンス教育及び研修の実施、役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。
- (4) 「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上疑義のある行為等の防止・早期発見・是正を目的として内部通報制度を設け、社内窓口として常勤監査役、内部監査室長、社外窓口として顧問弁護士等を内部通報窓口とする体制を、通報者保護の原則に基づき運用する。
- (5) 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する。コンプライアンス担当部署は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、当社グループにその内容を周知徹底する。
- (6) 代表取締役社長直轄の内部監査担当部署として内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規則」、「稟議規程」、「文書管理規程」その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、上記情報を必要に応じて閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- (2) 経営危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、危機を解決、克服又は回避するための体制を整える。
- (3) 経営危機を未然に防止するため、当社グループ全体のリスクの管理に係る体制の整備等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置する。
- (4) 内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を都度開催する。
- (2) 「経営会議規程」に基づき、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかる意思決定を機動的に行う。

- (3) 業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、当社グループ全体の目標を設定するとともに、各取締役の業務分担を定め、効率的な業務執行を行う。各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取り締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。
- (4) 組織的かつ効率的な経営を行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定めて運営を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
- (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
- (3) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
- (4) 監査役は、「監査役規程」に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。
- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (3) 監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととする。
- (2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査室長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ることとする。
- (3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場から助言を受ける等必要な連携を図ることとする。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた体制

- (1) 「反社会的勢力排除宣言と対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶することを基本方針とする。
- (2) 「反社会的勢力対応規程」に管理部を反社会的勢力対応部署と定め、体制整備に努める。同規程に基づき、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、不当要求発生時に採るべき対応策や方針を定める。
- (3) 反社会的勢力対応に関する方針・規程等の周知徹底にあたっては、「企業行動規範」その他の啓発資料の配布や反社会的取引に至る主要類型等を示すなどにより、注意喚起を行うとともに、役職員に対し反社会的勢力対応に関して必要な教育を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 「取締役会規則」に基づき、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定期取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては、14回の取締役会を開催いたしました。取締役会では月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 「監査役会規則」に基づき、毎月1回の監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度においては14回の監査役会を開催いたしました。監査役会においては監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部監査室と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議への出席や代表取締役社長等との面談を定期的に行っております。
- ③ 内部監査室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長に直接報告しております。また、内部監査室は監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ 「リスク管理規程」に基づき、四半期毎に開催しているリスク管理委員会において、関係する法令等の改廃動向の把握も含め、リスク全般の早期発見と未然防止に努めており、当事業年度においては4回開催いたしました。また、「内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置することにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っており、当事業年度の通報件数は2件となっております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 資 合 本 計			
当 期 首 残 高	551,164	470,132	△386,951	△29,856	604,489	411		604,900
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	100	100			200			200
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△301,000		△301,000			△301,000
自 己 株 式 の 処 分		5,852		9,854	15,707			15,707
当 期 変 動 額 合 計	100	5,953	△301,000	9,854	△285,092	－		△285,092
当 期 末 残 高	551,265	476,085	△687,951	△20,002	319,397	411		319,808

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 株式会社FPデザイン
株式会社ヘルスケア・フィット
株式会社ヒゴワン
日本ソフトウェア販売株式会社
株式会社イフミックウェルネス

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3年～15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. ウェルネス事業

ウェルネス事業においては、主にソフトウェアや機材の販売、IFMC.技術を用いた当社のヘルスケアブランド「Dr.Supporter」「My.Supporter」「SLEEPINSTANT」の販売及び各顧客に合わせたコンサルティングや療養費請求代行のサービスを行っております。ソフトウェアや機材の販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて、ソフトウェアの導入が完了した時点で、機材の販売及びヘルスケアブランドの販売は顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

サービスに係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間に渡り充足される場合にはサービス提供期間に渡り定額で収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法で収益を認識しております。

ロ. ファイナンシャル事業

ファイナンシャル事業においては、保険代理店として生命保険や損害保険の販売を、金融商品仲介業として株式や投資信託の販売を行うほか、財務コンサルティングやM&A仲介を行っております。保険代理店は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介及び付帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、顧客との契約から生じる代理店手数料の金額を収益として認識しております。金融商品仲介業は、株式や投資信託の販売手数料等について、取引が行われた時点で履行義務が充足されるため、同時点において収益として認識しております。

サービスに係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間に渡り充足される場合にはサービス提供期間に渡り定額で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現が見込まれる期間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 98,815千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としています。課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、事業環境の変化による不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 167,172千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,511,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 21,718株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 207,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、営業貸付金、リース債権及びリース投資資産は顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で7年後であります。営業債務及び長期借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理マニュアル等に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) リース債権及びリース投資資産	278,231	274,894	△3,337
資 産 計	278,231	274,894	△3,337
(1) 長期借入金（※2）	1,195,954	1,194,351	△1,602
負 債 計	1,195,954	1,194,351	△1,602

(※1) 現金及び預金、売掛金、営業貸付金、買掛金、未払金、預り金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権及びリース投資資産	—	274,894	—	274,894
長期借入金	—	1,194,351	—	1,194,351

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債権及びリース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ウェルネス事業	ファイナンシャル事業	計	
ソフトウェア	235,800	—	235,800	235,800
機材・消耗品	200,615	—	200,615	200,615
コンサルティング	369,394	—	369,394	369,394
請求代行	378,369	—	378,369	378,369
健康サポート	582,085	—	582,085	582,085
保険代理店	—	482,805	482,805	482,805
金融商品仲介業 (IFA)	—	424,200	424,200	424,200
経営支援・手数料	—	117,050	117,050	117,050
顧客との契約から生じる収益	1,766,265	1,024,056	2,790,321	2,790,321
その他の収益 (注)	82,046	—	82,046	82,046
外部顧客への売上高	1,848,311	1,024,056	2,872,367	2,872,367

(注) その他の収益は、ソフトウェア及び機材・消耗品のリース取引によるものです。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」における「(4)会計方針に関する事項」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 315,608千円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 272,856千円

契約負債 (期首残高) 28,518千円

契約負債 (期末残高) 24,771千円

②残存履行義務に配分した取引金額

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1)	1 株当たり純資産額	214円35銭
(2)	1 株当たり当期純損失	202円46銭
(3)	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	－

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	551,164	501,164	－	501,164	△529,577	△529,577	△29,856	492,895	411	493,306
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	100	100		100				200		200
当 期 純 損 失					△143,028	△143,028		△143,028		△143,028
自 己 株 式 の 処 分			5,852	5,852			9,854	15,707		15,707
当期変動額合計	100	100	5,852	5,952	△143,028	△143,028	9,854	△127,120	－	△127,120
当 期 末 残 高	551,265	501,265	5,852	507,117	△672,605	△672,605	△20,002	365,774	411	366,185

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社においては、主にソフトウェアや機材の販売、IFMC技術を用いた当社のヘルスケアブランド「Dr.Supporter」「My.Supporter」「SLEEPINSTANT」の販売及び各顧客に合わせたコンサルティングを行っております。ソフトウェアや機材、ヘルスケアブランドの販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて、ソフトウェアの導入が完了した時点で、機材及びヘルスケアブランドの販売は顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

サービスに係る収益は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間に渡り充足される場合にはサービス提供期間に渡り定額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産 70,696千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としています。課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、事業環境の変化による不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 108,307千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 17,383千円
- ② 短期金銭債務 12,076千円
- (3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ヘルスケア・フィット 405,764千円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 営業収益 67,696千円
- 営業費用 71,267千円
- 営業取引以外の取引高 2,943千円
- (2) 関係会社株式評価損
- 株式会社イフミックウェルネスの株式に係るものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 21,718株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,490千円
未払事業税	256
譲渡制限付株式報酬	28,501
貸倒引当金	926
商品評価減	11,768
会員権評価損	3,209
税務上の繰越欠損金	230,488
その他	5,016
繰延税金資産小計	283,657
評価性引当額	△211,594
繰延税金資産合計	72,063
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,184
その他	△183
繰延税金負債合計	△1,367
繰延税金資産の純額	70,696

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	株式会社 ヘルスケ ア・フィッ ト	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	76,439
				資金の返済 (注1)	76,439	—	134,548
				利息の受取 (注1)	2,524	—	—
				債務保証 (注2)	405,764	—	—
	株 式 会 社 FP デ ザ イ ン	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	100,000	関係会社 短期貸付金	15,984
				資金の返済 (注1)	24,662	—	59,354
				利息の受取 (注1)	418	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 債務保証については、子会社の金融機関からの借入に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役員及び 主要株主	川瀬 紀彦	被所有 直接31.6	債務被保証	不動産等賃貸 借契約に対す る債務被保証 (注1)	33,890 (注2)	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	245円47銭
(2)	1株当たり当期純損失	96円21銭
(3)	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。